

第79回国民スポーツ大会近畿ブロック大会奈良大会  
宿泊等業務仕様書

1 業務名

第79回国民スポーツ大会近畿ブロック大会奈良大会宿泊等業務

2 業務の目的

第79回国民スポーツ大会近畿ブロック大会奈良大会(以下「大会」という。)において、開催の趣旨を踏まえ、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、適切な宿泊環境及び弁当の提供を行う。

3 場所

奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県、滋賀県の各府県内における、競技実施会場周辺地。  
(別紙「第79回(第80回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会会場一覧表」参照)

4 日程

令和7年6月18日(水)～8月30日(土)における、各競技開始日の前日から終了日の宿泊まで。  
(別紙「第79回(第80回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会会場一覧表」参照)

5 業務の内容

大会に参加する選手・監督・大会役員・競技役員(以下「大会参加者」という。)の宿泊手配(競技場送迎手配含む)及び弁当手配を行う。その他、第79回国民スポーツ大会近畿ブロック大会奈良県実行委員会(仮称)(以下「大会実行委員会事務局」という。)が指示する業務。

6 宿泊手配の基準

- (1) 配宿は、競技実施会場に近い地域に申込団体の府県別・競技別・競技種目別・男女別を考慮して行う。
- (2) 宿泊は旅館・ホテルを原則とし、風紀及び衛生上支障があると認められる施設には配宿しない。
- (3) 一人あたりの宿泊に要する広さは、2.0畳以上とする。
- (4) 寝具は、一人につき敷布団、掛布団(または毛布)各1枚とする。
- (5) 指定した宿舎の変更は原則として認めない。
- (6) 可能な限り、駐車場を有する施設を手配すること。無い場合は、周辺の有料駐車場を案内すること。
- (7) 必要に応じて、宿泊施設と競技会場間の大会参加者の輸送を行うこと。
- (8) 宿泊時の緊急医療体制を確保すること。

7 弁当手配の基準

- (1) 弁当とは、「弁当、箸、おしぼり、お茶」を含むもの。
- (2) 弁当は、各競技場に11時～12時頃に配達する。
- (3) 弁当の内容は、栄養価に十分留意したものであること。
- (4) 弁当の衛生には責任をもって万全の対応・対策を行うこと。

8 宿泊・弁当料金等

- (1) 宿泊・弁当料金及び適用の期間は、次のとおりとする。

ア 1人あたりの料金

[宿 泊]

区 分	宿泊料金			
	1泊2食	夕食を欠食	朝食を欠食	素泊まり
大会参加者	7,000円～ 12,000円	6,000円～ 11,000円	6,400円～ 11,400円	5,400円～ 10,400円

[弁 当]1個あたり 850 円(消費税等込)

イ 上記宿泊料金及び弁当料金の適用期間は、各競技開始日の前日から終了日の宿泊までとする。ただし、災害等特別な理由が生じた場合は別途考慮する。

9 宿泊・弁当手配の申込み受付について

- (1) 宿泊・弁当手配の申込みは、各競技種目のうち競技種別ごとに宿泊責任者を定め、宿泊責任者から FAX もしくは大会専用ホームページで徴すること。
- (2) 宿泊・弁当の申込みを受け付けた際は、速やかに適切な手配を行い、その結果を「宿泊決定通知書」を宿泊責任者にメールまたは FAX にて送付すること。
- (3) 費用の請求について、「宿泊決定通知書」の送付と同時に、「請求書」を郵送する。

10 宿泊・弁当手配の申込み期限、変更、取り消しについて

- (1) 宿泊・弁当手配申込期限  
参加申込書提出期限と同一日とする。
- (2) 宿泊手配申込み内容の変更方法
  - ア 入宿舍10日前までには、大会専用ホームページより宿泊責任者が変更内容を入力し、完了すること。その申し出の効力の発生時期は入力完了した日時とする。  
FAXで申し込みをした者は、変更事項を申込書に記載し、FAXを送信すること。その申し出の効力の発生時期は、FAXが到着した日時とする。  
但し、営業時間外の場合は翌営業日とする。
  - イ 入宿日3日前から入宿後の宿泊取り消し及び人数変更は、宿泊責任者が直接宿舍に申し出るものとする。その申し出の効力の発生時期は申し出のあった日時とする。
  - ウ 宿泊を取り消す場合又は無断で宿泊をしなかった場合は、下記のとおり取消料を徴収する。

宿 泊 取 消 の 申 し 出 区 分	宿 泊 取 消 料
宿泊当日の9日前までに取消を申し出た場合	不 要
宿泊当日の8日前から2日前までに取消を申し出た場合	宿泊料金の20%
宿泊当日の12時以降17時までに取消を申し出た場合	宿泊料金の40%
宿泊予定当日の10時までに取消の申し出た場合	宿泊料金の50%
宿泊当日及び無断で宿泊しなかった場合	全 額

※ 素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税込)を宿泊料金とする。

- エ 選手・監督が競技開始後において、競技の都合により宿泊を取り消す場合も、前号の定めにより、取り消し料を徴収する。
- オ 欠食については、朝食、夕食は前々日までに必ず宿舍に申し出ること。それ以降の取り消しはできないものとする。

### 11 宿泊・弁当手配及び料金の徴収の手続きについて

- (1) 宿泊・弁当の代金は、宿泊日の1週間前までに、人数×全泊分(弁当代を含む。)を銀行振込で徴すること。
- (2) 振り込みの際は、府県名・競技名・種別名・宿泊責任者名を明記させること。
- (3) 期限を越えても振込が無いものについて、宿泊責任者に対し、振込を促すこと。
- (4) 取消・欠食等による返金については、大会終了後、WEB 申込メールまたはFAX申込み用紙に記載された「返金振込先」口座に払い戻すこととする。

### 12 宿泊・弁当手配斡旋対象について

- (1) 選手・監督の宿泊斡旋対象競技は、以下のとおりとする。

水泳(水球、アーティスティックスイミング)、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操(競技・新体操・トランポリン)、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ
--

- (2) 斡旋対象者数は、大会参加選手・監督総数 4,277 人(予定)のうち、概ね奈良県を除く近畿2府3県(大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県)における斡旋希望者数。(未定)

### 13 その他

- (1) 各府県本部役員の宿泊斡旋は、大会実行委員会事務局から別途行う。
- (2) 宿泊・弁当手配の申込み等の手続きは、大会専用ホームページから行えるように入力フォームを作成すること。
- (3) 本仕様書による業務は、斡旋業者と大会実行委員会事務局の間で、契約関係や費用の支払いが生じるものではない。
- (4) 本大会にかかる実施要項及び大会実行委員会事務局等は現在未成立であり、今後、大会実行委員会事務局の設立を含み、大会実行委員会事務局及び財団法人奈良県スポーツ協会は、本仕様書による業務を保証するものではない。また、このことにより、一切の責めを負わないものとする。
- (5) その他、必要な事項は大会実行委員会事務局と協議を行い決定するものとする。